

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局事務専決規程（昭和43年水道局管理第1号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第2（第5条関係）				
個別事項				
〔1〕総務課				
事項	管理者	専決区分		
		部長	総務課長	備考
(略)				
1.2 労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく諸届			○	
1.3 庁内拾得物の処理			○	
1.4 文書の收受、発送及び配布			○	
1.5 文書の整理、編さん及び保存			○	
1.6 例規集の管理			○	
1.7 郵便切手の受払い			○	
1.8 庁舎及び附属建物の管理			○	
1.9 不動産の登記に関すること。			○	
2.0 庁内電話の管理			○	

<u>2 1</u> 被服の貸与			○	
<u>2 2</u> 入札参加資格停止措置に関すること。	○			
<u>2 3</u> 入札条件の決定並びに業者の指名			○	
<u>2 4</u> 契約約款の制定	特に重要	重要	輕易	
<u>2 5</u> 予定価格並びに最低制限価格の設定			○	
<u>2 6</u> 契約不履行に対する措置	契約締結の区分による。			
<u>2 7</u> 納入物品の検査			○	
<u>2 8</u> 契約の変更	契約締結の区分による。			
<u>2 9</u> 代理受領の承諾			○	
<u>3 0</u> 契約の解除	○			
<u>3 1</u> 水路の使用、加工の許可			○	
<u>3 2</u> 水路使用料の賦課徴収			○	
<u>3 3</u> 水路使用料の督促及び滞納整理			○	

(略)

[3] お客様センター

事項	管理者	専決区分		
		部長	お客様センター所長	備考
1 <u>上下水道料金及び農業集落排水使用料金等の調定に関すること。</u>			○	

(略)

改正前

別表第2 (第5条関係)

個別事項

[1] 総務課

事項	管理者	専決区分		
		部長	総務課長	備考
(略)				
<u>12</u> 職員の身元保証等の処理			○	
<u>13</u> 労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく諸届			○	
<u>14</u> 庁内拾得物の処理			○	
<u>15</u> 文書の收受、発送及び配布			○	
<u>16</u> 文書の整理、編さん及び保存			○	
<u>17</u> 例規集の管理			○	
<u>18</u> 郵便切手の受払い			○	
<u>19</u> 庁舎及び附属建物の管理			○	
<u>20</u> 不動産の登記に関すること。			○	
<u>21</u> 庁内電話の管理			○	
<u>22</u> 被服の貸与			○	
<u>23</u> 入札参加資格停止措置に関すること。	○			
<u>24</u> 入札条件の決定並			○	

びに業者の指名				
2.5 契約約款の制定	特に重要	重要	軽易	
2.6 予定価格並びに最低制限価格の設定			○	
2.7 契約不履行に対する措置	契約締結の区分による。			
2.8 納入物品の検査			○	
2.9 契約の変更	契約締結の区分による。			
3.0 代理受領の承諾			○	
3.1 契約の解除	○			
3.2 水路の使用、加工の許可			○	
3.3 水路使用料の賦課徴収			○	
3.4 水路使用料の督促及び滞納整理			○	

(略)

[3] お客様センター

事項	管理者	専決区分		
		部長	お客様センター所長	備考
1 <u>事業収入等</u> の調定に関すること。			○	
(略)				

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)